

前橋市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者（以下「受注者」という。））が地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号都道府県知事あて国土交通省建設流通政策審議官通知。以下「本制度」という。）を利用する場合における建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に係る事務の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除くものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事で、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度からの繰越し工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (4) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保険者として適當と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行なう者とする。

(債権譲渡の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 当該請負契約の工事が完成した場合には、約款第32条第2項に規定する検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額

(2) 当該請負契約が解除された場合には、約款第54条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額

2 当該請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項第1号及び第2号の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。
(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾の申請は、受注者と債権譲受先が共同して次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を当該工事の担当課（以下「工事担当課」という。）に工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）（規則第37条関係様式第16、17号は削除）

(2) 工事履行報告書（様式第2号）

(3) 発行日から3月以内の受注者及び債権譲受先の印鑑証明書

(4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

2 申請書類の提出があったときは、工事担当課は、速やかに契約監理課へ当該書類を送付し、債権譲渡の手続きを依頼するものとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 契約監理課は、前項に規定する申請書類等において、次に掲げる内容が確認された場合に債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 必要事項の全てが記載されていること

(2) 第2条に規定する対象工事であること

(3) 受注者・債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び実印が、印鑑登録証明書と一致していること

(4) 請負代金額並びに支払済みの前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が工事請負契約に基づき受注業者が請求できる債権金額と一致しているこ

と

(債権譲渡の承諾)

第7条 債権譲渡の承諾は、前条の事項を確認した上で、受注者及び債権譲渡先に確定日付を付した債権譲渡承諾書を交付することにより行うものとする。

- 2 前項の規定により債権譲渡の承諾があった日以後は、当該承諾に係る工事について受注者及び債権譲渡先は約款第35条第3項に規定する中間前払金及び第38条に規定する部分払の請求はできないものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 第5条に定める申請書類に不備がある場合又は第6条に規定する内容の確認ができない場合は、債権譲渡の承諾は行わない。

- 2 前項の場合は、受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(債権譲渡の通知)

第9条 受注者は、債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡先と債権譲渡契約を締結したときは、速やかに次に掲げる書類を契約監理課に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡通知書(様式第4号)
- (2) 債権譲渡契約証書(参考様式)の写し

(融資実行の報告)

第10条 債権譲渡の承諾を受けた受注者及び債権譲渡先は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行されたときは、速やかに融資実行報告書(様式第5号)を契約監理課に提出するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、受注業者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第11条 債権譲渡先は、受注業者が約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを行った後でなければ債権金額の請求ができない。

- 2 債権譲渡先が債権金額を請求するときは、工事担当課へ請求書を提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和13年3月31日限りその効力

を失う。

2 前橋市債権譲渡承諾事務処理要領は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

受注者 住所
(譲渡人) 氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

実印

受注者（以下「甲」という。）が発注者（前橋市）に対して有する契約書（前橋市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、
（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第45条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は約款第35条に規定する中間前金払及び約款第38条に規定する部分払は、御承諾以降は請求しません。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2)前払金額 金 円

－(3)中間前払金額 金 円

－(4)部分払金額 金 円

(5)債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって約款第45条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は約款第35条に規定する中間前金払及び約款第38条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。

3 甲が、当該工事に関する資金の貸与を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。

4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

前橋市長

印

確定日付印欄

様式第2号（第5条関係）

工事履行報告書

（宛先）前橋市長

年 月 日

受注者 住所
氏名

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日		
月 別	予定工程 () は工程変更後	実施工程	備考
令和 年 月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
(記載欄)			

（備考） 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

受注者・譲渡人
譲受人

様
様

前橋市長

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日に提出された下記工事の請負契約に係る工事請負代金債権の債権譲渡承諾依頼については、次の理由により承諾できません。

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契 約 締 結 日
- 4 承 諾 し な い 理 由

(参考様式)

債権譲渡契約証書

_____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条 (譲渡債権)

甲と前橋市 (以下「丙」という。) との間で _____ 年 _____ 月 _____ 日に締結した工事請負契約 (以下、「本件工事請負契約」という。) に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権 (以下、「譲渡債権」という。) を、 _____ 年 _____ 月 _____ 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(4) 工期 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

(5) 請負代金額 _____ 金 _____ 円

(6) 既受領金額 _____ 金 _____ 円

(7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) _____ 金 _____ 円 (_____ 年 _____ 月 _____ 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書約款第54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条 (担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第5条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第5条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

第7条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2

項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、
年
月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲）	住所	
	氏名	
	代表取締役	実印

債権譲受人（乙）	住所	
	氏名	
	代表取締役	実印

融資実行報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名 実印

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名 実印

甲が発注者（前橋市）に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

【譲渡債権の表示】

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
－(2)前払金額 金 円
－(3)中間前払金額 金 円
－(4)部分払金額 金 円
(5)債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による